

あか しし こうれいしゃ ふくしけいかく
明石市高齢者いきいき福祉計画
およ だい きかい ごほけんじぎょうけいかく
及び第9期介護保険事業計画

ねんど れいわ ねんど ねんど れいわ ねんど
2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）

がいようばん
概要版



いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし

2022年（令和4年）3月にまちづくりの最上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」を策定し、2030年のあるべき姿を「SDGs未来安心都市・あかし～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」と定めて、取組を進めています。また、第8期計画では「地域で支えあい 安心して暮らせるまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念として、高齢者施策に取組んできました。

これらを踏まえて、本市の高齢者福祉の基本理念を「いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」と定めます。

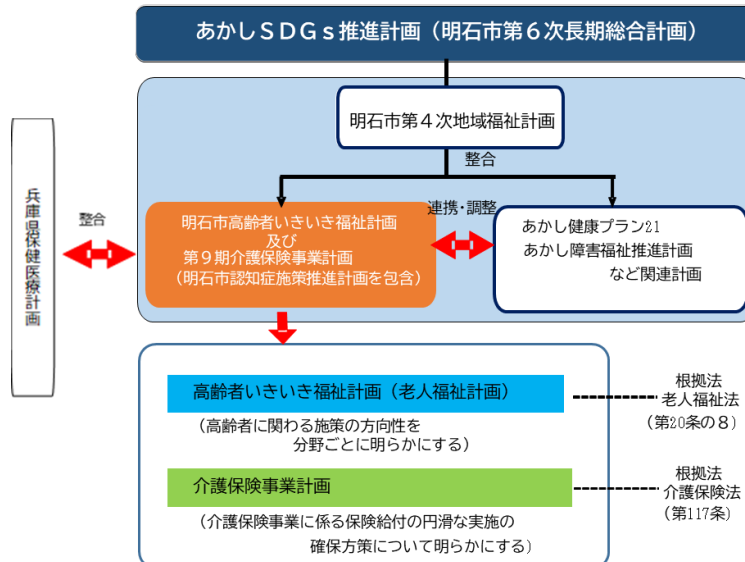
I 第9期計画の策定趣旨・位置づけ

(1) 計画の趣旨

本市の2040年（令和22年）を見据えた中長期的な人口動態等を視野に、高齢者福祉や認知症に関する施策をはじめ、生きがいつくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性や具体的な取組を定めます。また、高齢者施設等介護サービスの基盤整備計画など介護保険給付の確保方策や第9期計画期間における第1号被保険者の保険料を示します。

(2) 法的位置付け・上位関連計画との関係

老人福祉法と介護保険法に基づき「高齢者いきいき福祉計画」と「介護保険事業計画」とを一体のものとして策定します。本市の最上位計画「あかしSDGs推進計画」や福祉分野の上位計画「明石市第4次地域福祉計画」、「兵庫県保健医療計画」との整合性を確保し、「あかし健康プラン21」や「あかし障害福祉推進計画」など関係計画と連携・調整しながら、その推進を図ります。



II 第9期計画の基本方針と施策の展開

基本目標

支援の必要な人に必要な支援が行き届き、高齢者がいきいき活躍できるまち

本計画の基本理念の実現に向け、「支援の必要な人に必要な支援が行き届き、高齢者がいきいき活躍できるまち」を基本目標として、第8期計画での施策の方向性を継続しつつ、健康長寿社会を自指し、生きがいがづくり、社会参画による地域での支え合いや地域づくりをひとつの基本方針とするなど、政策目標の視点から5つの基本方針のもとで取組を進めるものとします。

基本方針 1

地域ネットワークの充実



加齢や障害による心身の機能低下をはじめとしたさまざまな生活上の困難を抱える人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、介護や介護予防、生活支援、医療、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、切れ目のない支援の実現に向けた地域ネットワークの充実を図ります。

【取り組む施策】

- (1) 重層的支援の推進
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 介護予防と自立支援の推進
(介護予防・日常生活支援総合事業)
- (4) 地域ケア会議の推進
- (5) 在宅医療・介護連携の推進
- (6) 在宅生活の支援
- (7) 高齢者の住まいの安定確保

基本方針 2

適切な介護保険サービスの確保

2040年（令和22年）を見据えた中長期的な視点で、人口動態や介護ニーズの見込み等を適切にとらえ、高齢者が住み慣れた地域で、支援が必要になった場合も、安全・安心に暮らし続けられるよう、適切な介護サービスの確保、介護人材の確保・定着への支援、介護給付の適正化等に向け取組を進めます。

【取り組む施策】

- (1) 在宅サービスの促進
- (2) 施設サービスの充実
- (3) 介護保険サービスの質の向上
- (4) 介護保険サービスの適正利用の促進
- (5) 介護人材の確保・育成への支援
- (6) 感染症対策の促進

あかしし とりくみ

明石市の取組「オレンジサポーター」「あかしオレンジサポーター 協力事業所」 (基本方針3の具体的な取組)

「オレンジサポーター」は、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する人のことです。「オレンジサポーター養成講座」を受講するだけで誰でもなることができます。

また、従業員等の複数名が「オレンジサポーター養成講座」を受けている事業所や店舗、団体等は「あかしオレンジサポーター 協力事業所」として登録を受けることができます。



講座修了者には「オレンジリング」が交付されます！



基本方針
3

認知症の人や家族等への支援の充実

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の趣旨を踏まえ、「明石市認知症あんしんまちづくり条例」に基づき、「本人の尊厳確保」「本人及び家族への支援」「地域での支え合い」を基本理念として、認知症の人及び家族等の意見や視点を重視しながら、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【取り組む施策】

- (1) 認知症の理解促進
- (2) 早期の気づき・早期支援の推進
- (3) 本人の尊厳確保
- (4) 医療・介護体制の充実
- (5) 見守り・地域支援体制の充実
- (6) 若年性認知症の人への支援



基本方針
4

権利擁護の取組の推進

高齢期を迎えて介助・介護が必要となっても、自分が暮らしたいと思う地域で、尊厳が損なわれることなく安心して生活できるよう、その人の権利や財産を守り、権利侵害に対しては保護や支援を含めた、総合的・積極的な取組を推進します。

【取り組む施策】

- (1) 成年後見制度の普及促進
- (2) 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応

基本方針
5

支え合い、いきいき暮らせる地域づくり



いつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、高齢者の多様な生きがいがづくりを推進し、地域とのつながりを持ちながら、経験や知識を活かして地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりを進めます。

災害発生時に支援が必要な人が安全・安心に避難できるよう、平常時より行政と関係機関が連携し、災害時の支援体制の整備を行います。

【取り組む施策】

- (1) 健康づくりの推進・意識の向上
- (2) 生きがいがづくりと社会参画の促進
- (3) 生活支援体制整備の推進
- (4) 見守り体制の充実
- (5) 災害対策の充実

明石市の取組「介護マーク」

(基本方針5の具体的な取組)

介護をする方・介護を受ける方が安心して外出でき、周囲の人が温かく見守ることができるように介護中であることをさりげなく周囲にわかってもらうためのものです。

【配布場所】

市役所地域共生社会室、各地域総合支援センター

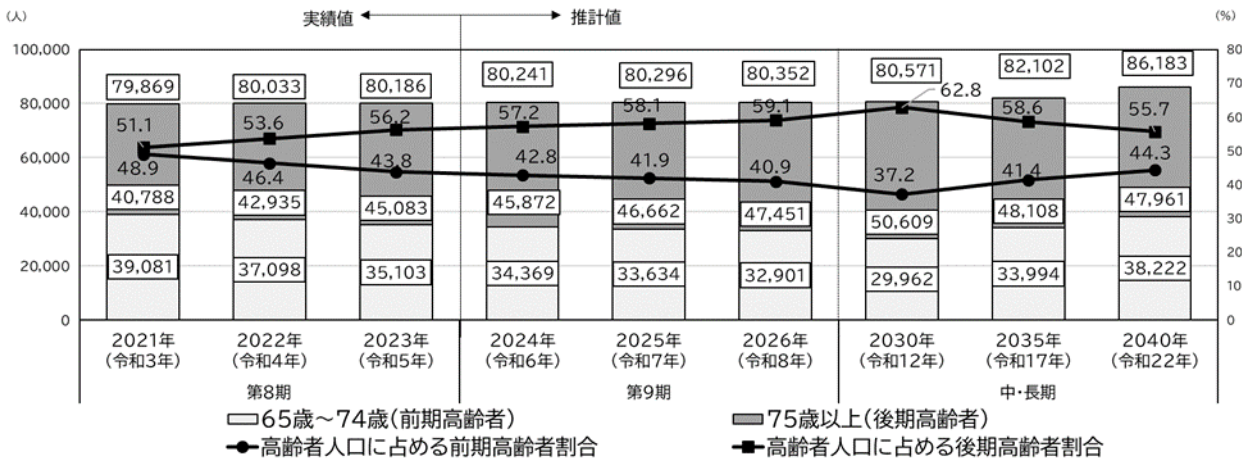


Ⅲ 高齢者福祉を取り巻く概況

(1) 高齢者人口の推計

高齢者人口は緩やかに増加しており、2023年(令和5年)は80,186人で、高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の割合は、前期高齢者が43.8%、後期高齢者が56.2%となっています。2030年(令和12年)までは後期高齢者の割合は上昇し、その後はいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)に向け前期高齢者の割合が上昇すると見込まれます。

高齢者人口に占める前期高齢者・後期高齢者の推計

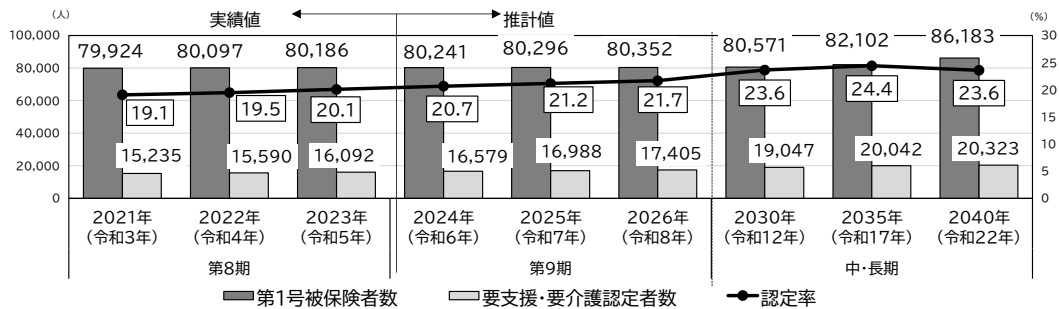


資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)
2024年(令和6年)以降は、2023年(令和5年)10月1日住民基本台帳人口に基づきコーホート要因法で推計

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、2023年(令和5年)は16,092人と、2021年(令和3年)の15,235人から857人増加しており、今後も増加傾向が続き、2040年(令和22年)には20,323人になると見込まれます。認定率については、2023年(令和5年)は20.1%で、その後2035年(令和17年)までは、上昇傾向が続くと見込まれます。

要支援・要介護認定者数の推計(第1号被保険者)



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」9月末日現在、2024年(令和6年)以降は2023年(令和5年)10月1日現在の住民基本台帳人口に基づいたコーホート要因法による推計に性別・5歳階級別の認定率(令和3年～5年平均)を乗じて算定
※「認定率」は、要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した数

IV 介護保険事業等の今後の見込み

(1) 介護保険施設及び居住系サービス等における整備計画

2040年（令和22年）を見据えた中長期的な推計必要量、本市の介護保険施設等の整備状況や、国や兵庫県の介護保険施設等の整備方針を踏まえて、介護保険施設等の整備計画を策定しました。

| | 第8期（実績値） | | | 第9期（計画値） | | | 計画値 | |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| | 2021年度 （令和3年度） | 2022年度 （令和4年度） | 2023年度 （令和5年度） | 2024年度 （令和6年度） | 2025年度 （令和7年度） | 2026年度 （令和8年度） | 2030年度 （令和12年度） | 2040年度 （令和22年度） |
| 介護老人福祉施設 | 1,120床 | 1,120床 | 1,155床 | 1,155床 | 1,155床 | 1,155床 | 1,155床 | 1,155床 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 87床 | 87床 | 87床 | 87床 | 116床 | 145床 | 145床 | 145床 |
| 介護老人保健施設 | 596床 | 596床 | 596床 | 596床 | 596床 | 596床 | 596床 | 596床 |
| 介護医療院（※） | 0床 | 0床 | 0床 | 0床 | 50床 | 50床 | 100床 | 100床 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 375床 | 393床 | 411床 | 411床 | 429床 | 447床 | 483床 | 501床 |
| 特定施設入居者生活介護（混合型） | 574床 | 644床 | 704床 | 704床 | 804床 | 974床 | 1,174床 | 1,374床 |

※ 各年度末における整備床数の累計

※ 介護医療院は、新設又は医療療養病床からの転換を見込んでいます。

以下については、国において第9期計画期間の介護報酬等が決定されていないため、第8期計画期間の介護報酬での仮算定となっています。確定値ではありません。

(2) 第9期計画期間における総事業費見込額

第9期計画期間における総事業費見込額（約790億円）に、介護保険事業の財源構成、調整交付金交付割合などを勘案して算出すると、3年間の保険料収納必要額は約183億円と見込まれます。

（単位：千円）

| | 2024年度 （令和6年度） | 2025年度 （令和7年度） | 2026年度 （令和8年度） | 合計 |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 総事業費見込額 | 25,495,623 | 26,316,524 | 27,192,792 | 79,004,939 |
| 標準給付費見込額 | 23,680,394 | 24,468,460 | 25,313,541 | 73,462,395 |
| 地域支援事業費見込額 | 1,761,924 | 1,794,759 | 1,825,946 | 5,382,629 |
| 市町村特別給付費等見込額 | 53,305 | 53,305 | 53,305 | 159,915 |

※ 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

(3) 第1号被保険者の介護保険料基準額

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料基準額は、現行の月額5,870円から6,642円になると試算されます。なお、2030年度（令和12年度）には約7,400円、2040年度（令和22年度）には約8,600円まで上昇する試算結果となっています。